

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-変 2-工-B-01-0003 改 2
提出年月日	2023年 7月 13日
【凡例】 [] : 前回ヒアリング資料からの変更箇所	
「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」, 「VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」は別資料に示す。	

VI-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

2023年 7月

東北電力株式会社

目 次

- VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
- VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
- VI-1-1-3 取水口及び放水口に関する説明書
- VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
- VI-1-1-5 クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書
- VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
- VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
- VI-1-1-9 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
- VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書
- VI-1-1-11 安全避難通路に関する説明書
- VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書

注：「VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」，「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」，「VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」，「VI-1-1-5 クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書」，「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」，「VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」，「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」以外は，今回の設計及び工事の計画の変更に関係せず，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号及び令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

なお，「VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」，「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」は，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する
説明書

目 次

- VI-1-1-2-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書
- VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書
- VI-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書
- VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書
- VI-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書
- VI-1-1-2-別添1 屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出

注：「VI-1-1-2-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」，「VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」，「VI-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」，「VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書」，「VI-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」以外は，今回の設計及び工事の計画の変更に関係せず，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画，及び令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

なお，「VI-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」，「VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書」，「VI-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書」は，令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画，及び令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画の記載内容に変更はない。

VI-1-1-2-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書

目 次

- VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針
- VI-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲

VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による
損傷の防止に関する基本方針

1. 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針

本申請は、自然現象等に対する設計方針及び防護すべき施設を変更するものではなく、発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針に影響を与えるものではないことから、本説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画、及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲

1. 防護対象施設の範囲

本申請は、安全機能が自然現象により損なわれなかったために必要な防護すべき施設を変更するものではなく、防護対象施設の範囲に影響を与えるものではないことから、本説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書

目 次

- VI-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針
- VI-1-1-2-2-2 基準津波の概要
- VI-1-1-2-2-3 入力津波の設定
- VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価
- VI-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針

VI-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針

1. 耐津波設計の基本方針

本申請は、外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料を板材（）から管材（）とする要目表の記載の変更であり、本説明書記載事項に該当する項目はなく、耐津波設計の基本方針に影響を与えるものではないことから、本説明書は、令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画、及び令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-2-2-2 基準津波の概要

1. 基準津波の概要

本申請は、外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料を板材（）から管材（）とする要目表の記載の変更であり、本説明書記載事項に該当する項目はなく、基準津波に係る事項に影響を与えるものではないことから、本説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-2-2-3 入力津波の設定

1. 入力津波の設定

本申請は、外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料を板材（）から管材（）とする要目表の記載の変更であり、本説明書記載事項に該当する項目はなく、入力津波の設定に係る事項に影響を与えるものではないことから、本説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画、及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

1. 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

本申請は、外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料を板材（）から管材（）とする要目表の記載の変更であり、本説明書記載事項に該当する項目はなく、入力津波による津波防護対象設備への影響評価が変更となるものではないことから、本説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画、及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針

1. 津波防護に関する施設の設計方針

本申請は、外郭浸水防護設備（逆止弁付ファンネル）の弁本体の使用材料を板材（）から管材（）とする要目表の記載の変更であり、本説明書記載事項に該当する項目はなく、津波防護に関する施設の設計方針に影響を与えるものではないことから、本説明書は、令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画、及び令和 4 年 9 月 28 日付け原規規発第 2209283 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

VI-1-1-5 クラス1機器及び炉心支持構造物の
応力腐食割れ対策に関する説明書

1. クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書

本申請は、残留熱除去系 主要弁 (E11-F004A, B) の弁体を取替えるものであるが、過去の製作図面に基づき同材料の弁体を製作しており、応力腐食割れ発生環境下に対する適切な耐食性を有する材料を従来から使用していることから、本説明書に影響を与えるものではないため、令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下
における健全性に関する説明書

1. 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

本申請は、基本設計方針を変更するものではなく、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから、本説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画、及び令和4年9月28日付け原規規発第2209283号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

なお、本説明書の「2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「2.2 悪影響防止等」、「2.3 環境条件等」、「2.4 操作性及び試験・検査性」に基づき、系統施設ごとに認可された工事計画のとおり設計を行うことから、本申請に当たって、技術基準規則への適合性の内容についても変更はない。